

奈良市公報

第 216 号

平成19年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施	1
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○都市公園の供用開始	3
○放置自転車等の保管	3
○結核指定医療機関の指定	4
○住居番号の設定	4
○街区の区域及び街区符号の変更	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○放置自転車等の保管（2件）	4
○開発行為に関する工事の完了	5
○放置自転車等の処分	5
○放置自転車等の保管	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○予防接種の実施の一部改正	5
○日本脳炎予防接種の実施の一部改正	5
○認可地縁団体の告示事項の変更の届出	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	7
○放置自転車等の保管	7
○奈良市公民館使用料等検討委員会設置要綱	7
○放置自転車等の保管	8
○結核指定医療機関の指定辞退	8
○結核指定医療機関の指定	8
○予防接種の実施の一部改正	8
○農用地利用集積計画の縦覧	8
○放置自転車等の保管（2件）	8
○都市計画生産緑地地区の変更	9
○放置自転車等の保管	9
○放置自動車の処分等	9
○平成18年度奈良市一般会計補正予算等の要領	9
○一般競争入札の実施	16
○開発行為に関する工事の完了	17
○奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	17
○放置自転車等の保管	17

告 示

奈良市告示第728号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

- 1 入札に付する事項
水質改善下水道築造工事（公6）三条大路二丁目地内ほか17件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成18年12月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項

<p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札を除く入札の無効</p> <p>次の各号の一に該当する入札は、無効とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札に参加する資格のない者のした入札 (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 (3) 入札書に記名押印のない入札 (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札 (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 (9) 入札金額を訂正した入札 (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 <p>なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 平成18年12月12日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 <p>9 入札参加申請</p> <p>入札参加を申請する者は、告示日から平成18年12月6日</p> <p>3 供用を開始する排水施設の位置</p>	<p>日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>10 入札参加資格の審査及び決定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査機関 <p>入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 入札参加者の決定通知 <p>平成18年12月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>11 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 <p>奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成18年12月1日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第729号</p> <p>公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。</p> <p>その関係図書は、平成18年12月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。</p> <p>平成18年12月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市公共下水道管理者 奈良市長 藤原昭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成18年12月15日 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市二名三丁目、二名四丁目、中山町、押熊町、山陵町、秋篠新町、六条緑町一丁目、紀寺町、神殿町、西九条町四丁目、東九条町、北之庄町、今市町及び山町の各一部
--	--

山陵第2幹線-89	奈良市山陵町312	奈良市山陵町312
敷島幹線-110	奈良市秋篠新町249	奈良市秋篠新町249
六条第1幹線-91	奈良市六条緑町一丁目4911-1	奈良市六条緑町一丁目1537-44
高畠分水幹線-11	奈良市紀寺町838-4	奈良市紀寺町838-1
明治幹線-228	奈良市神殿町247-1	奈良市神殿町247-1
明治幹線-229	奈良市神殿町378	奈良市神殿町373-2
明治幹線-230	奈良市神殿町380-11	奈良市神殿町381-4
流域南奈良幹線No.4-4	奈良市西九条町四丁目4-5	奈良市西九条町四丁目4-5
流域南奈良幹線No.4-5	奈良市東九条町13-5	奈良市東九条町1-2
流域南奈良幹線No.4-6	奈良市東九条町13-5	奈良市北之庄町646-2
流域南奈良幹線No.4-7	奈良市北之庄町668-2	奈良市北之庄町673-2
大安寺第1幹線-207	奈良市東九条町1528-11	奈良市東九条町1556-3
今市幹線-56	奈良市今市町519	奈良市今市町508
今市幹線-57	奈良市今市町513	奈良市今市町515
今市幹線-58	奈良市今市町508	奈良市今市町511-5
帶解幹線-134	奈良市山町79-1	奈良市山町77

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

(平成18年12月1日掲示済)

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年12月1日掲示済)

奈良市告示第730号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

名称	位置	区域	供用開始日
押熊町第10号街区公園	押熊町1409番地の70	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。)	平成18年12月1日
富雄川西2丁目第2号街区公園	富雄川西二丁目109番地の67		
中町第4号街区公園	中町5016番地の75		
中町第5号街区公園	中町5016番地の108		
二名三丁目街区公園	二名三丁目1152番地の22		
六条西3丁目第2号街区公園	六条西三丁目1480番地の26		
菩提川公園	三条本町1054番地		

奈良市告示第731号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年12月1日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 ア 移動費 2,000円
 イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先
 奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
 電話0742-34-1111代表
 (平成18年12月1日掲示済)

奈良市告示第732号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

名称	所在地	指定年月日
よねだ内科クリニック	奈良市学園大和町六丁目 1542-382	平成18年 12月1日

(平成18年12月1日掲示済)

奈良市告示第733号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成18年12月1日掲示済)

奈良市告示第734号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成18年12月1日

奈良市長 藤原昭

1 変更の年月日

平成18年12月4日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 帝塚山三丁目、帝塚山中町、帝塚山南二丁目及び帝塚山南三丁目の各一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成18年12月1日掲示済)

奈良市告示第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月4日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年8月29日 奈良市指令都整開 第06A-27号
 平成18年10月26日 奈良市指令都整開 第06A-27-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年12月4日 第1027号
 (2) 公共施設 平成18年12月4日 第449号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町28番地の1、29番地の1及び29番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4
 株式会社 八州エイジェント
 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町28番地の1、29番地の1及び29番地の2の各一部

(2) 下水道

奈良市法華寺町28番地の1、29番地の1及び29番地の2の各一部

(平成18年12月4日掲示済)

奈良市告示第736号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月5日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年12月4日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月5日掲示済)

奈良市告示第737号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月5日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成18年12月5日
3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年12月5日掲示済)

奈良市告示第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年10月12日 奈良市指令都整開 第06A-37号
2 檢査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年12月6日 第1028号
3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町1420番地の3の一部及び1425番地の1の一部
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
株式会社 フジオフードシステム
代表取締役 藤尾 正弘
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第739号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
3 処分年月日
平成18年12月20日
4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年9月1日、同月4日から同月8日まで、同月11日から同月15日まで、同月20日、同月22日、同月25日
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第740号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成18年12月6日
3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年8月23日 奈良市指令都整開 第06A-28号
2 檢査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年12月6日 第1029号
3 開発区域に含まれる地域
奈良市田中町45番地の2、45番地の3、45番地の6及び46番地の3
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市今市町521番地
畠田 善紀
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第742号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

次のように省略
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第743号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年12月6日

奈良市長 藤原昭

次のように省略
(平成18年12月6日掲示済)

奈良市告示第744号

奈良市公報

平成19年1月1日
(月曜日)

第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月7日

奈良市長 藤原昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	訓霸秋麻 奈良市五条西二丁目 14番9号	中村靖 奈良市五条西二丁目 17番14号

2 変更の年月日

平成18年4月16日

(平成18年12月7日掲示済)

奈良市告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月7日

奈良市長 藤原昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
植林 祥一			
神殿鍼灸整骨院(植林祥一)	奈良市神殿町 297-2 シティ コート広芝305	柔道整復	平成18年 11月30日

(平成18年12月7日掲示済)

奈良市告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年12月7日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地	
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	
岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	奈良市芝辻町4-7-2	
医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200	介護予防 訪問介護 平成18年12月1日
在宅介護 輪	奈良市恋の窪一丁目8-16-2	居宅 訪問介護 平成18年12月1日
株式会社 輪	奈良県奈良市恋の窪一丁目8-16-2	介護予防 訪問介護 平成18年12月1日
よねだ内科クリニック	奈良市学園大和町六丁目1542-382	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 平成18年12月1日 平成18年12月1日 平成18年12月1日
米田 諭	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 平成18年12月1日 平成18年12月1日
よねだ内科クリニック	奈良市学園大和町六丁目1542-382	介護予防 訪問リハビリテーション 平成18年12月1日
米田 諭	奈良県奈良市学園大和町六丁目1542-382	

(平成18年12月7日掲示済)

奈良市告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年12月8日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
木村歯科医院	奈良市芝辻町二丁目11-7	平成18年11月27日
倉田歯科医院	奈良市三碓二丁目2-8	平成18年12月1日
医療法人おかだ歯科医院	奈良市登美ヶ丘一丁目2-9	平成18年11月1日
医療法人こじか歯科西大寺こじか歯科診療所	奈良市西大寺南町5-32-101	平成18年12月1日

(平成18年12月8日掲示済)

奈良市告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月8日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木村歯科医院	奈良市芝辻町四丁目2-9 コーポラス新大宮1F	平成18年11月25日
倉田歯科医院	奈良市三碓二丁目1-1 リコビル2F	平成18年11月30日
おかだ歯科医院	奈良市登美ヶ丘一丁目2-9	平成18年10月31日
西大寺こじか歯科診療所	奈良市西大寺南町5-32-101	平成18年10月31日

(平成18年12月8日掲示済)

奈良市告示第749号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月8日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年12月8日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月8日掲示済)

奈良市告示第750号

奈良市公民館使用料等検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年12月8日

奈良市長 藤原昭

奈良市公民館使用料等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における公民館の使用料のあり方等について検討するため、奈良市公民館使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公民館の使用料のあり方に関すること。
- (2) 公民館の使用料の減免措置に関すること。
- (3) その他公民館の運営に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 公民館運営審議会委員
- (3) 学識経験者
- (4) 市民から公募した者
(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年12月8日から施行する。

奈良市公報

第216号

平成19年1月1日
(月曜日)

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成18年12月8日掲示済)

奈良市告示第751号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成18年12月11日

- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月11日掲示済)

奈良市告示第752号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年12月11日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
サン薬局 高の原店	奈良市右京四丁目14-33	平成18年11月30日

(平成18年12月11日掲示済)

奈良市告示第753号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年12月11日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
廣瀬メンタルクリニック	奈良市西大寺国見町一丁目1番135号	平成18年12月7日

(平成18年12月11日掲示済)

奈良市告示第754号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部

を次のように改正する。

平成18年12月12日

奈良市長 藤原 昭

次のように省略

(平成18年12月12日掲示済)

奈良市告示第755号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成18年12月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市文化経済部農林課内

(平成18年12月13日掲示済)

奈良市告示第756号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成18年12月12日

- 3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月13日掲示済)

奈良市告示第757号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成18年12月13日

- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月13日掲示済)

奈良市告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年12月14日

奈良市長 藤原昭

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市秋篠町、秋篠新町、石木町、押熊町、三条大路二丁目、東九条町、中山町西三丁目、宝来二丁目、宝来四丁目、法蓮町、三碓三丁目、南京終町四丁目、南京終町七丁目、三松一丁目、三松四丁目及び六条西一丁目の各一部

(平成18年12月14日掲示済)

奈良市告示第759号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月14日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年12月14日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月14日掲示済)

奈良市告示第760号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年12月14日

奈良市長 藤原昭

1 放置場所

1号物件	奈良市誓多林町地内（市道誓多林大平尾線上）
2号物件	奈良市左京三丁目地内（市道中部第1212号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号 物件	ミツビシ	ミニキャブ	軽自動車	白	奈良40 よ79- 44	U15T -0139 752
2号 物件	トヨタ	ライトエース	普通自動車	灰	三重54 ね73- 68	C R22 -5022 993

3 処分年月日

平成18年12月28日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111
(平成18年12月14日掲示済)

奈良市告示第761号

平成18年奈良市議会12月定期会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙とのおり公表します。

平成18年12月14日

奈良市長 藤原昭

- 平成18年度奈良市一般会計補正予算（第5号）
- 平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 平成18年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成18年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）
- 平成18年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）

別紙

平成18年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

平成18年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,068,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,049,376千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

奈良市公報

第216号

平成19年1月1日
(月曜日)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 11,520,000	千円 333,643	千円 11,853,643
	1 地方交付税	11,520,000	333,643	11,853,643
15 国庫支出金		13,429,390	152,390	13,581,780
	1 国庫負担金	10,972,581	3,500	10,976,081
	2 国庫補助金	1,529,823	35,500	1,565,323
	4 国庫交付金	793,972	113,390	907,362
20 繰越金		251,528	526,260	777,788
	1 繰越金	251,528	526,260	777,788
22 市債		33,159,300	56,600	33,215,900
	1 市債	33,159,300	56,600	33,215,900
歳入合計		133,980,483	1,068,893	135,049,376

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 820,967	千円 △33,566	千円 787,401
	1 議会費	820,967	△33,566	787,401
2 総務費		12,591,757	841,872	13,433,629
	1 総務管理費	8,880,741	791,852	9,672,593
	2 企画費	1,838,585	800	1,839,385
	3 徴税費	1,249,317	41,033	1,290,350
	4 戸籍住民基本台帳費	383,767	2,928	386,695
	5 選挙費	108,438	3,479	111,917
	6 統計調査費	34,722	1,138	35,860
	7 監査委員費	96,187	642	96,829

3 民 生 費		37,784,629	375,333	38,159,962
	1 社会福祉費	15,474,192	114,995	15,589,187
	2 児童福祉費	11,873,951	243,484	12,117,435
	3 生活保護費	10,357,229	23,663	10,380,892
	5 国民年金費 事務費	76,723	△6,809	69,914
4 衛 生 費		11,929,088	46,245	11,975,333
	1 保健衛生費	1,624,639	△13,508	1,611,131
	2 保健所費	2,421,509	38,463	2,459,972
	3 清掃費	6,438,812	21,590	6,460,402
	4 上水道費	1,444,128	△300	1,443,828
5 勞 働 費		151,338	△1,057	150,281
	1 勞働諸費	151,338	△1,057	150,281
6 農林水産業費		623,470	△19,909	603,561
	1 農林費	623,470	△19,909	603,561
7 商 工 費		2,094,203	△6,408	2,087,795
	1 商工費	2,094,203	△6,408	2,087,795
8 観 光 費		798,710	20,575	819,285
	1 観光費	798,710	20,575	819,285
9 土 木 費		13,484,220	△69,322	13,414,898
	1 土木管理費	182,749	△40,712	142,037
	2 道路橋梁費	2,540,077	5,164	2,545,241
	3 河川費	417,790	△2,563	415,227
	4 都市計画費	9,539,770	△13,384	9,526,386
	5 住宅費	803,834	△17,827	786,007
10 消 防 費		3,864,157	5,346	3,869,503
	1 消防費	3,864,157	5,346	3,869,503

11 教育費		11,641,127	△90,216	11,550,911
	1 教育総務費	2,533,276	△10,797	2,522,479
	2 小学校費	2,100,819	991	2,101,810
	3 中学校費	814,425	8,031	822,456
	4 高等学校費	916,005	△52,456	863,549
	5 幼稚園費	1,968,618	△45,400	1,923,218
	6 社会教育費	1,502,032	△2,410	1,499,622
	7 保健体育費	1,805,952	11,825	1,817,777
歳出合計		133,980,483	1,068,893	135,049,376

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 660,500	千円 717,100
計	33,159,300	33,215,900

平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第2号)

平成18年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,500

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,035,978	千円 △2,500	千円 4,033,478
	1 一般会計 繰入金	4,007,978	△2,500	4,005,478
歳入合計		10,665,200	△2,500	10,662,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,338,040	千円 1,800	千円 5,339,840
	1 下水道費	3,478,727	13,000	3,491,727
	2 下水管渠費	1,643,513	△11,200	1,632,313

2 農業集落排水事業費		940,169	△4,300	935,869
	2 農業集落排水施設整備費	804,898	△4,300	800,598
歳出合計		10,665,200	△2,500	10,662,700

平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

平成18年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,530,052	千円 △19,500	千円 1,510,552
	1 一般会計 繰入金	1,530,052	△19,500	1,510,552
歳入合計		29,660,672	△19,500	29,641,172

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 413,639	千円 △19,500	千円 394,139
	1 総務管理費	343,228	△19,500	323,728
歳出合計		29,660,672	△19,500	29,641,172

平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)

平成18年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 966,600	千円 △16,200	千円 950,400
	1 一般会計 繰入金	966,600	△16,200	950,400
歳入合計		1,431,800	△16,200	1,415,600

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計

奈良市公報

第216号

平成19年1月1日
(月曜日)

1 J R 奈良駅周辺地区土地区画整理事業費		千円 83,300	千円 △8,700	千円 74,600
	1 J R 奈良駅周辺地区土地区画整理事業費	83,300	△8,700	74,600
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		457,000	2,600	459,600
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	457,000	2,600	459,600
3 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費		167,200	△10,100	157,100
	1 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	167,200	△10,100	157,100
歳出合計		1,431,800	△16,200	1,415,600

平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,500

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,620,915	千円 14,500	千円 2,635,415
	1 一般会計 繰入金	2,581,153	14,500	2,595,653
歳入合計		16,799,112	14,500	16,813,612

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 556,037	千円 14,500	千円 570,537
	1 総務管理費	356,906	14,500	371,406
歳出合計		16,799,112	14,500	16,813,612

平成18年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ300

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,813,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繼 入 金		千円 342,734	千円 △300	千円 342,434
	1 一 繼 入 会 計 金	327,742	△300	327,442
歳 入 合 計		539,800	△300	539,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道費 事 業		千円 318,519	千円 △300	千円 318,219
	1 簡易水道費	318,519	△300	318,219
歳 出 合 計		539,800	△300	539,500

平成18年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	4,434,205千円	643,000千円	5,077,205千円
第1項 医業収益	4,148,949千円	643,500千円	4,792,449千円
第2項 医業外収益	285,256千円	△500千円	284,756千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,475,000千円	643,000千円	5,118,000千円
第1項 医業費用	4,454,397千円	643,000千円	5,097,397千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	50,500千円	△2,000千円	48,500千円

平成18年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成18年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 水道事業費用	9,095,000千円	△70,235千円	9,024,765千円
第1項 営業費用	6,989,461千円	△70,235千円	6,919,226千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,774,100千円」を「不足する額2,765,387千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,078,115千円」を「当年度分損益勘定留保資金2,069,402千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり

補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	4,580,000千円	△8,713千円	4,571,287千円
第1項 施設整備事業費	209,394千円	△4,212千円	205,182千円
第2項 施 設 費	571,906千円	△5,072千円	566,834千円
第3項 配水施設改良費	657,269千円	571千円	657,840千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,138,536千円	△78,948千円	2,059,588千円

(平成18年12月14日掲示済)

奈良市告示第762号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年12月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

南部公民館精華分館駐車場造成工事ほか23件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成18年12月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札を除く入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができません。
- 8 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 平成18年12月25日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札

<p>書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>9 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成18年12月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>10 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成18年12月21日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>11 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略 (平成18年12月15日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第763号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成18年12月15日 奈良市長 藤原昭</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成18年7月26日 奈良市指令都整開 第06A-21号</p> <p>2 檢査済証の交付年月日及び番号 (1) 開発行為 平成18年12月15日 第1030号 (2) 公共施設 平成18年12月15日 第450号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市中山町1622番地の1、1622番地の3、1631番地の1の一部及び1686番地の7の一部</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西城戸町1番地の4 株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市中山町1622番地の1の一部、1631番地の1の一部及び1686番地の7の一部</p>	<p>(2) 下水道 奈良市中山町1622番地の1の一部、1631番地の1の一部及び1686番地の7の一部</p> <p>(3) 公園 奈良市中山町1622番地の1の一部 (平成18年12月15日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第764号 奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成18年12月15日 奈良市長 藤原昭 奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第573号）の一部を次のように改正する。 第5条中「40,000円」を「1箇所当たり40,000円」に改める。 第6条第2号中「又は契約書」を削り、同条第3号中「建物全体及び」を削り、同条第4号中「書類」を「書類の写し」に改める。 第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。</p> <p>附 則 この告示は、平成18年12月15日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱の規定は、同年10月1日から適用する。 (平成18年12月15日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第765号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成18年12月15日 奈良市長 藤原昭</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成18年12月15日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略 (平成18年12月15日掲示済)</p>
--	--